

参考資料：認可保育所に対する県と市の指導監督権限等について

	県	市
主な役割	・ 保育所の認可	・ 保育の実施主体 ・ 給付の対象施設の確認 ・ 教育・保育給付費の支弁
監査の根拠	児童福祉法第 46 条第 1 項 県知事は、基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	子ども・子育て支援法第 38 条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
勧告の根拠	児童福祉法第 46 条第 3 項 県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。	子ども・子育て支援法第 39 条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 一 市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合

虐待事案が発生した場合には、児童福祉法に基づき、県に指導監督権限があるほか、子ども・子育て支援法に基づき、給付の前提条件である適正な施設運営を遵守させる観点から、市町村においても指導監督権限がある。